

株式会社 日高カントリー倶楽部 定款

株式会社 日高カントリー倶楽部 定款

第一章 総 則

第一 条 当会社は、株式会社 日高カントリー倶楽部と称し、英文では HIDAKA COUNTRY CLUB CO., LTD. と表示する。

第二 条 当会社は左の事業を営むことを目的とする。

一、ゴルフ場の経営

二、土地開発経営

三、土地建物の売買、賃貸借、投資及建設請負

四、興業物、旅館その他観光娯楽、厚生施設の経営

五、食堂経営並びにゴルフ用具の販売及び煙草小売業

六、右各号に付帯する一切の事業

第三 条 当会社の本店は東京都品川区に置く。但し必要に応じ法の規定に従い支店又は出張所を置くことができる。

第四 条 当会社の公告は官報に掲載する。

第二章 株 式

第五 条 当会社の発行する株式の総数は二千九百八十株とする。

第六 条 当会社は、一株に満たない端数について端株原簿に記載しない。

第七 条 当会社の発行する株券の種類は、一株券、十株券、百株券の三種とする。

第八 条 当会社の株主は新株の引受権を有しない。

第九 条 当会社は、毎年一月一日から一月三十一日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

第十 条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又は株券の再交付、その他株式に関する取扱いは取締役会で定める株式取扱規則による。

第三章 株 主 総 会

第十一 条 当会社の定時株主総会は、毎営業年度の末日から三ヵ月以内に招集する。

臨時株主総会は必要ある場合取締役会の決議によって招集する。株主総会の招集は取締役社長が行う。

第十二条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第十三条 株主総会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以てこれを決する。

第十四条 株主は他の株主に委任して、その議決権を行使することが出来る。

第十五条 株主総会の議事録には議長並びに出席した取締役が記名押印し、本社に保存する。

第四章 役員

第十六条 当会社の取締役は十名以内、監査役は三名以内とする。

第十七条 取締役及び監査役は株主総会でこれを選任する。

第十八条 一、取締役及び監査役の選任の決議は、総株主の議決権の三分の一以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以て決する。

二、取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第十九条 取締役の任期は、就任後二年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。

② 監査役の任期は、就任後三年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。

第二十条 取締役又は監査役に欠員を生じたる時、また増員のときは臨時株主総会を招集して補欠、または増員することが出来る。

補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第二十一条 取締役会の決議によつて代表取締役を定める。取締役会の決議によつて取締役中より、取締役社長一名を置くほか、取締役会長一名、常務取締役若干名を置くことができる。

第二十二条 取締役社長は取締役会を招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

第二十三条 取締役社長は社務を総理する。常務取締役は社長を補佐し、社務を分担する。

第五章 計 算

第二十四条 当会社の営業年度は、毎年一月一日から十二月末日までとする。

第二十五条 毎決算期の利益金は、株主総会の承認を得て処分する。

